

令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 30 日 )  
( 第 22 号 )

第  
22  
号  
6  
月  
30  
日



令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 22 号

○令和 3 年 6 月 30 日（水曜日）

---

### 議事日程（第22号）

令和 3 年 6 月 30 日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第89号から議案第103号まで及び議案第106号  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件  
〔採決〕
- 第 3 意見書案第 5 号から意見書案第10号まで  
〔討論、採決〕
- 第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 5 議案第107号から議案第109号まで  
〔提案説明、質疑、採決〕
- 第 6 議員派遣の件

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第89号から議案第103号まで及び議案第106号
  - 日程第 2 請願の件
  - 日程第 3 意見書案第 5 号から意見書案第10号まで
  - 日程第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
  - 日程第 5 議案第107号から議案第109号まで
  - 日程第 6 議員派遣の件
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助
12	番	田	中	智也
13	番	藤	根	正典
14	番	小	島	智子
15	番	木	津	直樹
16	番	田	中	祐治
17	番	野	口	正
18	番	野	村	保夫
19	番	山	内	道明
20	番	山	本	里香
21	番	稲	森	稔尚
22	番	濱	井	初男
23	番	森	野	真治
24	番	津	村	衛
25	番	杉	本	熊野
26	番	藤	田	宜三

27	番	稲垣	昭義
28	番	石田	成生
29	番	小林	正人
30	番	服部	富男
31	番	村林	聡
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	今井	智広
37	番	北川	裕之
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長

坂 三 雅 人

書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	林 良 充
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

---

### 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長	田 中 淳 一
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘

県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	長 江 正
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美
人事委員会委員	降 旗 道 男
人事委員会事務局長	山 川 晴 久
選挙管理委員会委員	野 田 恵 子
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第5号から意見書案第10号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第107号から議案第109号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

### 環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
92	三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年6月28日

三重県議会議長 青木 謙順 様

環境生活農林水産常任委員長 野口 正

### 医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
90	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
91	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
95	三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案



本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年6月22日

三重県議会議長 青木 謙順 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 田中 智也

---

### 防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
97	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
98	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年6月23日

三重県議会議長 青木 謙順 様

防災県土整備企業常任委員長 山崎 博

---

### 教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
99	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
100	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
102	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年6月23日

三重県議会議長 青木 謙順 様

教育警察常任委員長 田中 祐治

---

### 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会審査報告書

議案番号	件名
101	財産の処分について
103	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年6月23日

三重県議会議長 青木 謙順 様

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 森野 真治

---

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
89	令和3年度三重県一般会計補正予算（第3号）
93	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
94	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
96	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
106	令和3年度三重県一般会計補正予算（第6号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年6月28日

三重県議会議長 青木 謙順 様

予算決算常任委員長 石田 成生

請願審査結果報告書

(新規分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請30	新型コロナ禍による米価下落対策を求める意見書を政府に提出することについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 峯岡 繁	山本里香 稲森稔尚	採択

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請31	介護職種における外国人技能実習生制度に係る意見書の提出を求めることについて	四日市市鶉の森1丁目 4番3号 みえ介護グローバル協 同組合 代表理事 中村 弥生	川口 円 石垣 智 中瀬古 初 小島 智 野口 正 野村 保 山本 里 稲森 稔 藤田 宜 谷川 孝 今井 智	採択

意見書案第5号

介護職種における外国人技能実習制度の見直しを求める意見書案  
上記提出する。

令和3年6月18日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

田中智也

介護職種における外国人技能実習制度の見直しを求める意見書案

平成29年11月に介護職種が技能実習制度の対象となったが、本制度が中小規模の介護現場の実情とそぐわない点が顕在化している。

技能実習生は、入国後研修を終えて介護施設へ配属されたのち、通常6か月経過しなければ介護報酬上の職員等の配置基準において職員等とみなされず、その期間は別途介護職員を配置しなければならないなど、現状の制度では人材に限りがある中小規模の事業者にとって大きな負担になっている。

しかしながら、日本の介護現場が中小規模の事業者を支えられている現状や、人を育てることで日本型介護技術の裾野を広げ、介護技能の移転を通じて国際貢献を促す意義に鑑みれば、技能実習制度を日本の介護現場で更に根付かせることは不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、技能実習計画に基づく受入れ事業所の実習指導や監査を厳格に行うなど、介護の質と高い技能の移転を確実に担保する一定条件の下に、中小規模の事業者が安心して人材育成を通じた技能移転に取り組むことができるよう、介護職種の技能実習制度においては財政支援を含めた制度の見直しを検討するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

---

意見書案第6号

コロナ禍における米価下落対策を求める意見書案  
上記提出する。

令和3年6月22日

提出者

環境生活農林水産常任委員長  
野口 正

コロナ禍における米価下落対策を求める意見書案

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令等により、国産米の需要は減少に歯止めがかからず過大な在庫が生じており、さらに販売不振と米価下落で生産農家は苦境に立たされている。

また、今年度においては、政府が進める減産以上に古米在庫が増加する見込みであり、長期間にわたって米価の下落が続けば、小規模農家だけでなく、大規模経営の生産農家も米づくりから撤退することにつながりかねない。

このため、コロナ禍において必要性が高まっている子ども食堂をはじめ、生活困窮者や学生などへの食糧支援の更なる強化など、従来の政策的枠組みにとらわれることなく、備蓄米を有効に活用すること等によって在庫を圧縮し、生産農家を支援することが緊急に求められている。

よって、本県議会は、国において、コロナ禍で危惧される米価下落に歯止めをかけ、需給環境を改善するために、あらゆる手段を講じるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

---

意見書案第7号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和3年6月23日

提出者

川口 円  
石垣 智矢  
山本 佐知子  
中瀬古 初美  
小島 智子  
野口 正  
野村 保夫  
山内 道明  
山本 里香  
稲森 稔尚  
藤田 宜三  
谷川 孝栄

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方公共団体には、新たに多

くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、住民に対する「新しい生活様式」の促進など、新型コロナウイルス感染症に係るあらゆる課題への即時の対応が求められている。

それと同時に、医療や介護などの社会保障ニーズへの対応、子育て支援の充実、地域交通の維持及び確保など、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もますます高まっている。さらに、近年多発している大規模災害への対応やデジタル・ガバメントの推進も求められている。

一方で、地方公務員など公的サービスを担う人材の不足は深刻であり、様々な政策課題に対応しなければならない現場は疲弊している。

こうした地方公共団体の様々な政策課題への財源対応について、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、令和3年度の地方財政計画までは、地方の一般財源の総額について、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保してきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政支出が行われる中、令和4年度以降の地方財源が十分に確保されるのか、懸念される状況である。

このため、令和4年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな行政需要等も把握しながら、歳入及び歳出を的確に見積もり、安定的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項の実現を強く求める。

## 記

- 1 社会保障、防災対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、デジタル化への対応など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた保健所体制・機能の強化、感染防止のための諸対応、アフ

ターコロナを見据えた地域経済の活性化等を包括した、地方公共団体に対する十分な財源措置を講ずること。

- 3 子ども・子育て支援制度、介護保険制度及び生活困窮者自立支援制度の運営、児童虐待防止、地域医療の確保、幼児教育・保育の無償化など、急増する社会保障ニーズへの対応が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関係経費に係る予算の拡充を図るとともに、それらの対応を担う人材の確保のための地方財政措置を講ずること。
- 4 デジタル・ガバメントの推進における地方公共団体の業務システムの標準化については、地方公共団体の実情を踏まえるとともに、目標時期の見直しなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済の活性化のためにも、業務システムの標準化による大手企業の寡占を防止するとともに、デジタル人材が不足する地域においてはその育成について特段の配慮をすること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和3年度の地方財政計画では1兆円が確保されているが、令和4年度においても引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 会計年度任用職員制度について、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、引き続き所要額の調査を行うなどして、財政需要を十分に満たすようにするとともに、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準について、林業に係る財政需要の大きい地方公共団体への譲与額が増大するよう見直しを進めること。
- 8 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税及び消費税を対象に地方公共団体への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税目について廃止や減税を検討する際には、地方六団体等を通じて地方公共団体の意見を聴き、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じないよう対応を図ること。
- 9 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼ら



ない地方財政の確立に取り組むこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、デジタル改革担当大臣

---

意見書案第8号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な完全解決を求める意見書案  
上記提出する。

令和3年6月23日

提出者

川口 円  
石垣 智 矢  
山本 佐知子  
中瀬古 初 美  
小島 智 子  
野口 正  
野村 保 夫  
山内 道 明  
山本 里 香  
稲森 稔 尚  
藤田 宜 三  
谷川 孝 栄

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な完全解決を求める意見書案

北朝鮮は、拉致した多数の日本国民を現在においても不法に抑留し続けており、拉致問題はいまだ解決に至っていない。拉致問題は、国民の生命及び安全を侵害する重大な人権問題であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、国の責任において一刻も早く解決すべき重要課題である。長年にわたり肉親との再会を待ち望み、一目でいいから会いたいと願う拉致被害者の家族の忍耐は、既に限界を超えている。

こうした中、令和2年2月3日には有本嘉代子さんが、同年6月5日には北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の初代代表であった横田滋さんが相次いで逝去された。拉致被害者の家族、また、拉致被害者自身の高齢化が進んでおり、もはや一刻の猶予もない状況に置かれている。北朝鮮による日本人拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、日本人拉致問題の早急な完全解決に向けて、米国をはじめ関係各国と緊密に連携するなど国際社会と協力しながら、北朝鮮当局と向き合い、あらゆる機会を逃すことなく、活路が開かれるよう全力を尽くして取り組むことを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青 木 謙 順

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣

意見書案第9号

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案  
上記提出する。

令和3年6月23日

提 出 者

川 口 円  
石 垣 智 矢  
山 本 佐知子  
中瀬古 初 美  
小 島 智 子  
野 口 正  
野 村 保 夫  
山 内 道 明  
山 本 里 香  
稲 森 稔 尚  
藤 田 宜 三  
谷 川 孝 栄

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が開発運用している「国保総合システム」は、診療報酬等に係る審査支払系システムと保険者の各種業務を共同して行うための共同処理系システムから成り立っており、国民健康保険を適切に運用していくに当たって不可欠な基幹的システムである。

国保総合システムは、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、システムの更改が必要となっている。また、システムの更改に当たっては、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日 閣議決定）等に基づき、審査支払機能の

整合的かつ効率的な在り方に関し、社会保険診療報酬支払基金との審査支払システムの共同利用やクラウド化等が求められている。

このようなことを踏まえたシステムの更改には多額の費用を要することが見込まれるが、それを国保連合会が保有する積立金だけで賄うことは困難であり、審査支払手数料の引上げ等により国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）が負担せざるを得なくなることが懸念される。

しかしながら、市町村を中心とする国保保険者は財政が脆弱な団体が多く、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっている中、システムの更改に要する費用を国保保険者が負担することは、国保保険者の財政に対して甚大な影響を与え、被保険者が負担する保険料（税）の引上げにつながりかねない。

よって、本県議会は、国保総合システムが極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、国保総合システムの更改に当たって、国保保険者に新たな財政負担が生じないよう、国において十分な財政支援を講じるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

---

意見書案第10号

子ども政策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和3年6月23日

提出者

川 口 円  
石 垣 智 矢  
山 本 佐知子  
中瀬古 初 美  
小 島 智 子  
野 口 正  
野 村 保 夫  
山 内 道 明  
稲 森 稔 尚  
藤 田 宜 三  
谷 川 孝 栄

## 子ども政策の充実を求める意見書案

平成28年の児童福祉法の改正等を踏まえ、社会として子どもの権利を擁護し、子ども自身が権利の主体として豊かに育つことができるよう子どもたちの健全な成長・発達を力強く支えていくことの重要性が高まっており、子ども・子育てに関する政策（以下「子ども政策」という。）は、国、都道府県及び市区町村が強力に連携して取り組むべき課題となっている。

三重県では、子ども政策を総合的に推進するため平成20年にこども局を設置し、現在では子ども・福祉部がその機能を担っている。また、平成23年に「三重県子ども条例」を施行し、平成30年には子ども基金を創設して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むなど、子ども政策に正面から取り組んできた。

しかしながら、三重県に限らず、地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。それらは妊娠、出産、保育、教育、医療、障がい福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、自殺など多岐にわたり、現場の職員は国と連携しつつ適切に処理すべく尽力しているが、

国の一元的な窓口が存在しないため、複数省庁にまたがる子ども政策について十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースも少なくない。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

よって、本県議会は、国に対して、子どもの命や安全、未来が守られ、全ての子どもたちが愛され、温かい家庭や地域、環境の中で生まれ、そして、子どもの権利が保障される社会を目指すとともに、子どもと家庭、また子どもを育む環境を総合的に支え、社会問題化する児童虐待や子どもの貧困など様々な問題の解消に向けて、子ども政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

## 記

- 1 責任の所在を明確にし、政策の策定や検証を迅速に遂行できるよう、専任の国務大臣の下で強い権限を持って子ども政策を一体的に所管し、総合調整機能を有する省庁を設置すること。
- 2 地方自治体間での格差が生じないよう、国が主導して、国、都道府県及び市区町村の緊密な連携体制を構築し、国と地方自治体とが定期的に情報共有できる仕組みを整えること。また、子ども・子育てに関する課題について、データベースの構築や実態の調査研究など現状把握を随時的確に行うこと。
- 3 地方自治体の子ども政策を充実させるため、財政支援及び人材育成を強化すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

---

## 提 出 議 案 件 名

- 議案第107号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて  
議案第108号 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて  
議案第109号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて
- 

## 委 員 長 報 告

- 議長（青木謙順） 日程第1、議案第89号から議案第103号まで及び議案第106号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。野口 正環境生活農林水産常任委員長。

〔野口 正環境生活農林水産常任委員長登壇〕

- 環境生活農林水産常任委員長（野口 正） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第92号三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例案につきましては、去る6月28日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（青木謙順） 田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

- 医療保健子ども福祉病院常任委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第90号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案ほか2件につきましては、去る6月18日及び22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきもの

と決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の促進についてであります。

県では、効果的、効率的なワクチン接種を行うため、余剰ワクチン発生時の対応及び高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の選定に係る県独自の指針を作成し、ワクチン接種の促進に取り組んでいるところです。

今後、高齢者への接種が完了し、ワクチン供給量や地域の実情等を踏まえて順次接種の対象範囲が広がることで、接種当日のキャンセル等による余剰ワクチンのさらなる発生や高齢者後の接種体制の検討など、これまで以上に市町が課題に直面することが想定されます。

県当局におかれては、接種の空白期間をつくることなく、市町が効果的・効率的なワクチン接種を継続するために、今後の接種状況や市町の意向に応じて指針を柔軟に見直すなど、引き続き市町のワクチン接種体制への支援に取り組まれるよう要望します。

また、県としても、ワクチン接種に対する企業等の理解促進に向け普及・啓発を行うなど、市町の接種体制への支援と合わせ、ワクチン接種を希望する県民の皆さんが速やかに接種できる環境をつくることにより、県内の接種率向上に努められるよう要望いたします。

次に、三重県子ども条例に基づく取組についてであります。

本条例では、子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重することと規定しており、これまでも子どもの意見を県の事業等に反映するよう取り組んできたところです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、突然の休校や学校行事の中止、部活動の休止や大会の中止など、子どもたちが様々なことを体験する貴重な機会が失われるなど、子どもたちの生活にも大きな影響を与えました。

県当局におかれては、コロナ禍にあつて条例の施行から10年の節目を迎え



ることを契機と捉え、コロナを経験した子どもたちが今持っている様々な思いや意見を尊重できるよう、引き続き子どもたちが意見を表明する機会の設定に向けて一層取り組まれるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 山崎 博防災県土整備企業常任委員長。

〔山崎 博防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（山崎 博） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第97号三重県都市公園条例の一部を改正する条例案ほか1件につきましては、去る6月23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

県土整備部所管の鈴鹿青少年の森と教育委員会所管の鈴鹿青少年センターの両施設を、令和4年3月から約19年間にわたって一体運営管理する事業者の選定についてであります。

この事業者の選定に当たっては、各専門分野の学識経験者等で構成する選定委員会が設置されますが、今回は青少年センターにおける施設整備と運営管理の事業費割合が、青少年の森公園の事業費割合に比べ高いことなどから、教育委員会の附属機関として設置されます。

そこで、県当局におかれては、選定の手続に際しては、透明性を確保するとともに、青少年教育施設と都市公園とでは、整備手法の視点が異なることから、進捗に応じて県議会に対して丁寧な説明をいただきますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 田中祐治教育警察常任委員長。

〔田中祐治教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（田中祐治） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第99号三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案ほか2件につきましては、去る6月21日及び23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 森野真治総務地域連携デジタル社会推進常任委員長。

〔森野真治総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に審査を付託されました議案第101号財産の処分についてほか1件につきましては、去る6月21日及び6月23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 石田成生子算決算常任委員長。

〔石田成生子算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第89号令和3年度三重県一般会計補正予算（第3号）ほか4件につきましては、去る6月18日から23日及び28日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、6月28日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第93号、議案第94号、議案第96号及び議案第106号の4件については、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第89号については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、6月18日から23日及び28日に開催された各分科会における審査の過程において、特に議論のあった事項について申し述べます。

地域観光産業支援事業費についてであります。

この事業は、危機的状況にある県内観光関連産業を支援し、県内観光需要を喚起するための事業ですが、事業の実施に当たっては、県内旅行事業者へ支援が十分行われるよう要望します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、県の判断でこの事業を中止した場合に、宿泊料金等のキャンセル料を旅行者負担とすることがないよう国に対してさらなる働きかけを行うよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

○議長（青木謙順） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

議案第89号、一般会計補正予算中の鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森整備運営事業に係る契約の債務負担行為、その契約をするに当たっての条例改正をしなければならない議案第97号と議案第99号に反対する討論をいたします。

施設設備の経年劣化や社会的変化の中で2施設を見直し対象とし、民間活力導入を促進する国の誘導もあり、利用者、アドバイザーや有識者の意見を聞く中で、2施設一体として、P F I、指定管理、P a r k－P F Iの3手法を取り混ぜての提案です。鈴鹿青少年センター大改修と管理運営42億円余り、一定部分、商業施設参入を許可し、稼ぎを認めた上での鈴鹿青少年の森公園管理を9億円余り、一体的に民間に任せることの20年間分、費用が合わせて51億円余りとなります。

これまでの検討では、全国的には事例が増えてきているものの、三重県としてほとんど例のない手続になることから云々とあり、慎重に考えなければ

ならないと続くのかと思えば、民間事業者の意見をより多く丁寧に把握した公募資料になるように意見交換したいとあるわけです。もう既に、民間主導になっています。

質疑でも先行事例について述べましたが、特に、P a r k－P F Iの先行事例、大阪城公園では、にぎわい創出として商業施設建設のためや管理の省力化のため、議会や住民に知らされないまま1000本以上の公園内の樹木の伐採が行われ、公園の最大の財産である自然を壊し、もうけ主義に走っている、やり過ぎだとの批判が出ています。ほかでも、樹木の過度な伐採は幾つも報告されています。

P F Iにおいても、契約中のS P Cの破綻や契約解除など問題が起こっています。20年という長い期間で何があるかわかりません。損害賠償などのリスクは大きい。実施方針及び要求水準書が業者との取決めになりますが、県が求める最低限満たさなければならないサービスの基準を示すのみです。最低限です。水準書を作るために、公募前意見交換などをして、最低限のものを作っているわけです。これもさらに民間主導です。モニタリングなどしてしっかり内容を見ていくとの答弁もありましたが、木が切られてから報告を受けても何ともなりません。

P F I法では、議会への承認が、入札時、予算以外は必須ではなく、県民や議会への報告、公表の規定はありません。商業施設建設建蔽率も、今、P a r k－P F Iのために増やされるということにこの条例でなり、12%ですが、この後、条例をいざや拡大できることになっています。

ここで、この事業費ではありませんが、県が鈴鹿市に、公園内雑木林500ヘクタールを10年単位で無償の使用許可が下りるよう進めているようですが、今年度中に5000人規模のスタジアム建設が計画ということ、樹木伐採はその部分も明らかですから、P a r k－P F I収益施設建設と合わせて20%を超えて可能になっていくということです。それでいいのか。

最大の危険は、行政のコストカットと公共サービスの商業化の問題です。あたかもサービスがよくなり、お金が少なくて済む、みんな幸せになれると

宣伝されていますが、民間導入されたところでは、人的経費は直営と比べ3分の1程度になっているというデータが出ています。労賃のカット、手間賃のカットです。民間業者が利益を確保するために、非正規雇用の増大や手間省きのための木の伐採が進むことになっていて、問題が起こっているんです。

また、51億円という巨額の入札なので、WTO対象となり地域限定ができません。大手のプレゼンテーション堪能なSPC業者が参入し、実質働く地元業者の労賃が抑えられるとなる、そんな構図も見えています。

国土交通省の資料には、公園管理者は資産運用を考える時代、民間のビジネスチャンスの拡大と、公園の魅力向上を両立させる工夫をとあり、都市公園の商業化路線です。本来、公園は市民が集い、自由に遊べる公共性の高いスペースです。収益優先にはなじまないと考え、以上3件に反対の討論いたします。御賛同をお願いいたします。

○議長（青木謙順） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第90号から議案第96号まで、議案第98号、議案第100号から議案第103号まで及び議案第106号の13件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第89号、議案第97号及び議案第99号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第89号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第89号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

## 請 願

○議長（青木謙順） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択2件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

請願第30号新型コロナ禍による米価下落対策を求める意見書を政府に提出することについて及び請願第31号介護職種における外国人技能実習生制度に係る意見書の提出を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

## 意見書案審議

○議長（青木謙順） 日程第3、意見書案第5号介護職種における外国人技能実習制度見直しを求める意見書案、意見書案第6号コロナ禍における米価下落対策を求める意見書案、意見書案第7号地方財政の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第8号北朝鮮による日本人拉致問題の早急な完全解決を求める意見書案、意見書案第9号国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案及び意見書案第10号子ども政策の充実を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第7号から意見書案第10号までは、委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第7号から意見書案第10号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（青木謙順） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

意見書案第10号子ども政策の実現を求める意見書案に反対の討論をいたします。

意見書案にあるように、社会として子どもの権利を擁護し、子ども自身が権利の主体として豊かに育つことを願う思いは全く一緒でありますし、国と

地方自治体が強力に連携することは、最重要課題との認識も一緒であります。子どもの命や権利を守ることを政治の中心に位置づけることは極めて重要です。

しかし、この意見書案においては、それらのことを解決するために、子ども政策を一体的に所管し、総合調整機能を有する省庁を設置することを求めており、自由民主党の「こども・若者」輝く未来創造本部が緊急決議を取りまとめたこども庁をつくらんとしていることを推進するためのものです。

子どもをめぐる大きな困難の大本にあるのは、自民党政権の下で拡大した政治と社会のゆがみではありませんか。保育所に入れない子どもが後を絶たない待機児童問題を深刻化させたのは、歴代政権が公立をはじめ、認可保育所の大増設を拒んできたためです。少子化を打開できない事態が続くのも、子どもを産み育てることが苛酷な社会の仕組みが変わらないからです。安心して子育てできる雇用のルールづくりが急がれるのに、政府がやってきたのは、長時間労働や非正規雇用を拡大させる労働法制の改悪です。児童虐待についても、児童相談所の抜本的な体制強化を図ってこなかった。子どもの貧困でも、子どもの多い世帯ほど打撃が大きい生活保護改悪を強行するなど、逆行した政策を進めてきました。

これらの問題は、縦割り行政のせいではありません。

大企業のもうけを最優先にして、子どもや子育て施策の充実に重要な予算を確保してこなかった政治の姿勢、政治の貧困こそが問題なのです。

この4月から、発達のおぼろげや障がいのある乳幼児が利用する児童発達支援の報酬改定で新設された個別サポート加算は、支援の困難さにより給付費に差をつけ、保護者負担を増やし、心身ともに子どもも保護者も傷つけるものだとの声が上がっていますが、これもその省で見直せばいいことで、箱の問題ではありません。これらのことがたくさんあります。

国民の誠実な思いに、願いに背を向けてきた。そのことの反省なく、一元化して取り組む組織を新設することでは、子どもが本当に大切にされる社会の実現にはつながらないと考えます。何をやるのか全く整理されていないと



の指摘が自民党内からも出ています。所管の中身は、庁発足後に決めてもいいとの発言が出てくるような拙速ぶりです。新しい庁が担う子どもの年齢層さえ定かでない。冷静に考えれば、幾つも問題点があり、新しいものをつくることに時間を今割くよりも、予算をつけ、どの所管庁でも目いっぱいのことをやることのほうが、先ではありませんか。箱の問題ではない。組織いじりは問題のすり替えです。

デジタル庁設置とともに、衆議院選挙のアピール材料にする狙いと報じるメディアもあり、思惑と打算を出発点にした政策が、子どもにとって真に有益で実効性のある施策になるのかは大きな疑問です。少子化問題も含め、子どもの健やかな成長、発達を力強く支えていくことにおいて、これまで縦割り行政のせいにかこつけて、やらなければいけないこと、やらなかったことを放り上げ、箱をつくり、入れ替えればいいという発想は、根本的解決にはならないと申し上げ、反対討論といたします。御賛同をお願いいたします。

○議長（青木謙順） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第5号から意見書案第9号までの5件を一括して起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

## 常 任 委 員 長 報 告

○議長（青木謙順） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会から調査の経過等について、報告したい旨の申出がありますので、これを許します。野村保夫戦略企画雇用経済常任委員長。

〔野村保夫戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（野村保夫） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において、特に議論がありました事項について、御報告申し上げます。

中小企業・小規模企業の事業継続支援についてであります。

県当局におかれましては、中小企業・小規模企業が経営に支障を来すことがないように、県中小企業融資制度において、新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティーネット資金・リフレッシュ資金など、事業継続に必要な資金繰り支援の対策を講じてこられました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、中小企業・小規模企業の資金繰りの厳しさが続き、融資の返済据置期間が終了する企業などで、事業の継続が困難な状況に追い込まれることが考えられます。

そのため、資金繰り支援に当たっては、中小企業・小規模企業を救っていくという観点で、関係機関と連携して柔軟な対応を行っていただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で常任委員長の報告を終わります。

## 議 案 の 上 程

○議長（青木謙順） 日程第5、議案第107号から議案第109号までを一括して

議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（青木謙順） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました議案第107号から第109号について、御説明をいたします。

これらの議案はいずれも人事関係議案であり、公安委員会委員、人事委員会委員、収用委員会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが提案の説明といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で提出者の説明を終わります。

## 質 疑

○議長（青木謙順） これより本件に関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） お疲れさまです。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

議案第107号公安委員会委員の選任同意につきまして、議案質疑を行いたいと思います。

まず、本題に入ります前に、警察行政の民主的統制という課題が浮き彫りになってきたという観点から、三重県のホームページで外国にルーツを持つ皆さんへの差別や偏見をあおるイラスト掲載について伺いたいと思います。

灰色の皮膚の色、黄色い目、不適な笑みを浮かべ人間でもないイラストが、外国人の不法滞在、不法就労防止の呼びかけに併せて掲載されていた問題

です。

この問題は、人権尊重やダイバーシティの理念からは全く相入れない官製ヘイトスピーチそのものであると考えています。特に、警察本部からは、批判は想定外だったとか調査中でコメントできないという声が報道されているのみで、説明責任も果たされていません。

そこで、この問題の認識について、知事、警察本部長、警察行政の民主的管理を行う立場から、公安委員長の見解をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 警察行政の民主的統制の観点から、外国人差別を助長する表現をどのように認識しているかということについて答弁いたします。

県としましては、国籍等にかかわらず、人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる多様な生き方を認め合う社会を目指し取り組むことで、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の理念でもある、多様で、包容力のある持続可能な社会の実現につなげていくことが重要であると考えています。

今回のイラストのように、啓発などに本当に適したものか疑念のあるものについては、事前にも人権課やダイバーシティ社会推進課などと協議することで、差別・偏見につながらないように検討してまいります。

県民の皆さんが不快に感じる、誤解を招くといったことにつながらないように、県警においても、より適切な広報活動の実施を期待するとともに、公安委員会におかれても、高い識見に基づいた的確な助言・指導を併せて期待しています。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） お答え申し上げます。

警察は県民の安全・安心を守る立場でございまして、日本人、外国人を問わず、差別あるいは差別を助長するようなことがあってはならないということとは言うまでもございません。

このたびの御指摘のイラストにつきましては、もともと違法な就労形態の1例として、事業者をはじめ県民の皆様に分かりやすいようにとの趣旨で用

いたもので、決して外国人の方々に対する偏見や差別を意図したものではありませんし、そのような意図は毛頭ございません。

しかしながら、不快に感じる、誤解や疑念を招くといった内容の意見が寄せられていることは十分承知しておりまして、そのような点に関しましてはおわび申し上げます。それとともに、以後こうしたことが起きぬよう、対策の徹底を図りたいと考えております。

また、今後は、今回の意見を踏まえまして、より適切な広報活動の実施に努めつつ、県民の皆様の御理解を得ながら、在留外国人の安全確保に向けた総合対策を適切に推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

〔長江 正公安委員会委員登壇〕

○公安委員会委員（長江 正） 御答弁申し上げます。

警察を管理する公安委員会といたしましても、ただいま警察本部長が申し上げましたとおり、県民の安全・安心を守る立場の警察において、日本人、外国人を問わず、差別や差別を助長するようなことがあってはならないと強く認識いたしておるところでございます。今回、不法就労、不法滞在の防止についての警察広報において掲載をしておりましたイラストについて、不快に感じる、誤解を招くといった内容の意見が寄せられておりますことは承知いたしております。

公安委員会といたしましては、今回の御指摘を踏まえまして、今後の警察広報がより適切に行われるよう、警察本部に対し、必要な助言、指導を行ってまいります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 警察本部長、公安委員長からの答弁を聞いて、誤解や疑念とか意図はなかったということを含めて、何がいいのか、何が問題なのかということ全く判断できていない。そして掲載する段階でそれが判断できないということ非常に残念に思います。

そういう観点で、少し本題に入っていきたいと思います。

次に、公安委員の選任プロセスについて伺います。

まず、知事部局と警察本部に、人選に当たっての事前に協議を行っているというふうにお聞きしていますが、公安委員会の独立性と警察行政を監督する立場から、適切とは言えないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、公安委員会委員の職業的属性が、今回同一になることについて伺います。

今回の公安委員の選任によって、弁護士の川端委員長が退任され、全ての委員の方が地元経済界の代表ばかりになります。

例えば、公安委員会制度の中には、警察職員の職務執行について苦情がある場合の苦情申出制度があります。この対応に当たっては、刑事司法に対する識見がなければ、具体的な調査を警察本部に丸投げすることとなり、真に県民の立場に寄り添って、警察行政をチェックしていくということは困難になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

近畿2府4県と東海4県というのを少し調べてみました。全国の状況を調べてみたんですけども、同じ同一の職業的属性の方だけで公安委員会を組織しているのは、近畿地方と東海地方の中で三重県のみという形になります。

なぜ、あえて法曹の関係者や学識経験者を選任しないのか伺います。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 公安委員会の選任に関しまして、2点御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、一つ目のいわゆる選任プロセスへの警察本部との意見交換についていかがなものかという御質問に対しまして、まず、公安委員会制度は、合議制の機関が警察を管理することで、いわゆる警察の民主的運営等を確保することを目的として設けられているものでございます。

委員の人選に先立ちまして、警察行政を取り巻く情勢ですとか、それに応じた委員として求められる役割、こういったことについて警察本部とは事務的な意見交換は行っておるところでございます。

例えば、今回は、女性や子ども、あるいは高齢者が巻き込まれる事件、事

故の増加が懸念されていることですか、いわゆる性犯罪、DV、ストーカー、児童虐待などの女性を狙った犯罪や家庭内での犯罪が重要な課題になっていること、それから、他県の公安委員会でも約8割で女性が任命されていることなど意見交換いたしまして、いわゆるそうしたことを踏まえまして、女性候補者を優先するとしたところでございます。

一方で、具体的な選任に当たりましては、知事部局で責任を持って行っているところでございまして、警察本部の関与はございませんという意味からすると、公安委員会制度の目的を踏まえたプロセスだと考えておるところでございまして。

続きまして、2点目の御質問のいわゆる職業的属性が同一になるということに関してでございます。

そもそも、公安委員会の委員の選任に当たりましては、警察は、非常に強い執行力を有する組織でございますので、警察を管理し、それからその権限に属する事務を行うにふさわしい、人格が高潔で高い識見からの指導等をいただくことができる方を、委員として選任しておるところでございまして。

今回は、特に先ほど申し上げました観点から、女性候補者を優先するというのを第一の考えの基としておりましたので、いわゆる職種・分野にこだわらず幅広く女性候補者を検討いたしまして、その中で最も適任者と考えられる方を選任させていただいたところでございます。

3名の方は、いずれも経済界の方ということになりますが、それぞれ活動分野も企業規模なども異なるところではございますので、それぞれが多様な視点で、警察行政に有意義な御意見・御判断をいただけるものと考えておるところでございまして。

また、委員の選任に当たりましては、これまでも経営者、それから大学教授、弁護士、医師等幅広い職種・分野からその都度の適任者を選任してきてまいったところでございます。法曹関係者からは、これまで平成12年7月から平成15年7月までの間と、平成27年7月から令和3年7月までの間に2名の方に御就任をいただいておりますが、法曹関係者が委員に必須とまでは考

えておるところでございません。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 女性を選んだからということを御説明いただきましたけれども、職業的な属性から見ると、時代が20年ぐらい逆戻りしているのかなという感覚がありまして、実は、2000年の7月ですけれども、国家公安委員会の求めで警察刷新会議というところが、警察刷新に関する緊急提言というの、もう大分前に出ているんですけども、公安委員会をより幅広い分野から選任すること、そして、高い識見に基づいて警察行政の在り方に深く関わり国民の視点に立った提言を行っていくことや、先ほど問題だなというふうに、課題だなというふうに思ったのは、警察本部長の御答弁と公安委員長答弁がほぼ同じ点は、公安委員長の答弁の作成というのは、警察本部が制度上やらざるを得なくなっているんです。そういう意味で、警察と県民と利害が対立するときに、本当にその公安委員会の使命、機能というのが発揮されていない、今、一つの事例だったと僕は思うんです。少し時間がありますけれども、苦情の申出制度を多く、それなりに受け付けておられるかと思えますけれども、その調査を具体的にするのは、事務局体制が、警察本部がされている、制度上ですよ、ほとんど却下をされているような状況だというふうにも伺っています。そういう意味で、本当に民主的な統制という意味で、今回の人選というのは、時代が逆戻りするような、ある種印象があります。そういう法曹関係者の必要性や刑事司法に対する識見というのをどういうふうにフォローしていく考えがあるのか、考えを伺いたいと思います。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 先ほども申し上げたとおり、いずれも経済界の方にはなりますけれども、非常に人格高潔な方をそれぞれ選ばせていただいておりますので、そこについては問題ないと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 刑事司法に対する識見というのはどういうふうにフォローしていますか。



〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 確かに、司法関係者でございませんので、その部分については至らない部分もあるかも知れませんが、しかしながら、今までも、必ずしも法曹関係者が委員の中におられたわけではないので、そこは、3人の合議制できちんと対応されると考えております。

○議長（青木謙順） 稲森議員、申合せの時間が来ておりますので。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） お答えになっていなかったなと思いました。

いずれにしても、三重県というのは自治体ですから、国の出先機関ではありません。自治ということ、そして県民にコントロールされているということをぜひ御理解いただくことをお願いして、議案質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で議案第107号から議案第109号までに関する質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第108号及び議案第109号の2件を一括して採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

次に、議案第107号を採決いたします。

本案に同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

## 議 員 派 遣 の 件

○議長（青木謙順） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

---

## 議 員 派 遣 一 覧 表

### 1 第15回紀伊半島三県議会交流会議

#### (1) 派遣目的

議員が「第15回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 三重県多気郡大台町

(3) 派遣期間 令和3年7月21日 1日間

(4) 派遣議員 中瀬 信之 議員 石垣 智矢 議員  
濱井 初男 議員 東 豊 議員  
西場 信行 議員

## 休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明7月1日から9月7日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、7月1日から9月7日までは休会とすることに決定いたしました。

9月8日は定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時51分散会